

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	苫小牧市 健康管理関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

苫小牧市は、健康管理関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

苫小牧市長

公表日

令和1年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理関連事務
②事務の概要	<p>予防接種法による伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するための予防接種、母子保健法による母子の健康の保持及び増進を図るための保健指導、健康増進法による健康教育、健康相談その他の健康の増進のために必要な事業を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び苫小牧市個人番号の利用に関する条例に基づき、以下の事務において取扱う。</p> <p>①予防接種法に基づく予防接種等 ・予防接種の実施に関すること ・健康被害救済給付に関すること</p> <p>②母子保健法に基づく保健指導等(養育医療関連事務を除く) ・未熟児、新生児、妊産婦等訪問指導に関すること ・乳幼児健康診査に関すること ・妊婦健診、母子健康手帳に関すること</p> <p>③健康増進法に基づく健康増進事業の実施等 ・健康増進事業の実施に関すること</p> <p><中間サーバーについて> 情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行う。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続する。</p>
③システムの名称	(1)健康かるて (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー (4)住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)予防接種情報ファイル (2)母子保健指導情報ファイル (3)健康増進事業情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<input type="radio"/> 番号法第9条第1項 別表第1(項番10、49、76) <input type="radio"/> 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第40条、第54条 <input type="radio"/> 苫小牧市個人番号の利用に関する条例 第3条第2項 別表2(項番9)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p><情報照会の根拠> <input type="radio"/> 番号法第19条第7号 別表第2(項番17、18、19) <input type="radio"/> 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の3条、第13条、第13の2条</p> <p><情報提供の根拠> <input type="radio"/> 番号法第19条第7号 別表第2(項番56の2) <input type="radio"/> 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部健康支援課
②所属長の役職名	健康こども部健康支援課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康こども部健康支援課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号: 0144-32-6407 メールアドレス: kenkosien@city.tomakomai.hokkaido.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康こども部健康支援課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号: 0144-32-6407 メールアドレス: kenkosien@city.tomakomai.hokkaido.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年7月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年7月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法 第9条第1項 別表第1 (予防接種等に関する事務 項番10) (保健指導等に関する事務 項番49) (健康増進事業に関する事務 項番76) ○苫小牧市個人番号の利用に関する条例 第3条第2項 別表2(項番7、11)	○番号法第9条第1項 別表第1(項番10、49、76) ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第40条、第54条 ○苫小牧市個人番号の利用に関する条例 第3条第2項 別表2(項番9)	事後	主務省令の追加及び条例改正のため
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 (別表第二における情報照会の根拠) ・予防接種等に関する事務 項番17、18、19 ・保健指導等に関する事務 情報照会は行わない ・健康増進事業に関する事務 情報照会を行わない (別表第二における情報提供の根拠) ・予防接種等に関する事務 情報提供は行わない ・保健指導等に関する事務 項番56の2 ・健康増進事業に関する事務 情報提供は行わない	<情報照会の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番17、18、19) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の3条、第13条、第13の2条 <情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番56の2) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条	事後	主務省令の追加及び条例改正のため
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康こども部健康支援課長 白川 幸子	健康こども部健康支援課長	事後	様式改正のため
平成31年1月4日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年7月25日 時点	事後	計数時点の更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システム名称	(1)健康支援システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー (4)住民基本台帳ネットワークシステム (5)既存住民基本台帳システム(基幹業務システム(住民記録照会))	(1)健康かるて (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー (4)住民基本台帳ネットワークシステム	事後	システム更改のため
令和1年6月27日	IVリスク対策	(様式改正に伴う追加)	(様式改正に伴う追加)	事後	様式改正のため